

第2章 計画策定の背景

1 世界・国・鹿児島県の動き

(1) 世界・国・鹿児島県の動き

年	世界	国	鹿児島県
昭和 50 年 (1975 年)	■国際婦人年世界会議「世界行動委計画採択 1976 年から 10 年間に「国連婦人の 10 年」と決定	■婦人問題企画推進本部設置 ■婦人問題企画推進会議設置 ■婦人問題担当室設置	
昭和 52 年 (1977 年)		■「国内行動計画」策定 (S52～S61)	
昭和 54 年 (1979 年)	■国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約*」採択		■女性問題の窓口を青少年婦人課に設置
昭和 56 年 (1981 年)			■「鹿児島県婦人対策基本計画」策定
昭和 60 年 (1985 年)	■第 3 回世界女性会議(ナイロビ) 西暦 2000 年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	■「男女雇用機会均等法」公布 (翌年施行) ■「女子差別撤廃条約」批准	■鹿児島県新総合計画に「婦人の地位向上の推進」掲げる
昭和 62 年 (1987 年)		■「西暦 2000 年に向けての国内行動計画」策定	
平成 2 年 (1990 年)			■「婦人政策室」設置
平成 3 年 (1991 年)		■「育児休業法」公布 (翌年施行)	■「鹿児島女性プラン 21」策定 (計画期間:H3～H12) ■「女性政策室」に改称
平成 5 年 (1993 年)	■世界人権回議「ウイーン宣言」採択 ■「女子に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	■「パートタイム労働法」公布・施行	
平成 6 年 (1994 年)	■国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	■総理府男女共同参画室設置 ■男女共同参画審議会設置 ■男女共同参画推進本部設置	
平成 7 年 (1995 年)	■第 4 回国連世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択	■「育児休業法」改正(介護休業制度を法制化 H11 から実施)	■鹿児島の男女の意識に関する調査実施
平成 8 年 (1996 年)		■男女共同参画ビジョン答申 ■男女共同参画 2000 年プラン策定	
平成 10 年 (1998 年)		■男女共同参画基本法について答申(男女共同参画審議会)	
平成 11 年 (1999 年)	■第 43 回国連婦人の地位委員会「女子差別撤廃条約の選択議定書」採択	■「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ■「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進)	■「かごしまハーモニープラン」策定(計画期間:H11～H20) ■かごしまハーモニープラン推進懇話会及び男女共同参画推進本部設置
平成 12 年 (2000 年)	■国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)「政治宣言及び成果文書」採択	■「男女共同参画社会基本法」策定 ■「児童虐待防止法」公布・施行 ■「ストーカー規制法」公布・施行	
平成 13 年 (2001 年)		■内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」公布・施行	■「女性政策室」を「男女共同参画室」に改称 ■「鹿児島県男女共同参画推進条例」公布(翌年施行)
平成 15 年 (2003 年)		■女性のチャレンジ支援策の推進について男女共同参画推進本部決定 ■少子化社会対策基本法」公布 (平成 17 年施行)	■青少年女性課と男女共同参画室を再編し、青少年男女共同参画課を設置 ■かごしま県民交流センター設立に併せ、男女共同参画センターを設置

年	世界	国	鹿児島県
平成 16 年 (2004 年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正・施行(保護命令対象者の元配偶者への拡充等) ■「育児・介護休業法」改正(翌年施行:休業制度の拡充) 	<ul style="list-style-type: none"> ■配偶者等からの暴力対策会議設置
平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10」(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ■「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■「支援者のための DV 被害者相談対応マニュアル」作成
平成 18 年 (2006 年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「男女雇用機会均等法」改正(翌年施行:性別による差別禁止の範囲拡大等) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定 ■男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定
平成 19 年 (2007 年)		<ul style="list-style-type: none"> ■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(翌年施行:保護命令の制度の拡充等) ■「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ■「パートタイム労働法」改正(翌年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ■各地域振興局及び各支庁の保健福祉環境部(7か所)を配偶者暴力相談支援センターに指定 ■婦人相談所の移転及び女性相談センターへの名称変更
平成 20 年 (2008 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■女子差別撤廃条約に基づく日本の報告書に対する女子差別撤廃委員会の検討(ニューヨーク) 21 項目に関心事項・勧告 	<ul style="list-style-type: none"> ■「次世代育成支援対策推進法」改正(翌年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(計画期間:H20~H24)
平成 21 年 (2009 年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「育児・介護休業法」改正(翌年施行:短時間勤務制度導入の義務付け等) 	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画室設置 ■「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定
平成 22 年 (2010 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■「国連『北京+15』世界閣僚級会合」(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ■「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定 	
平成 23 年 (2011 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■UNWomen(ジェンダー平等*と女性のエンパワメント*のための国連機関)正式発足 		<ul style="list-style-type: none"> ■鹿児島の男女の意識に関する調査実施 ■鹿児島県男女共同参画計画中間評価 ■「支援者のための DV 被害者相談対応マニュアル」改定
平成 24 年 (2012 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性の活躍推進による経済活性化」行動計画策定 ■子ども子育て関連3法成立 	
平成 25 年 (2013 年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(翌年施行:交際相手等の適用対象拡大) ■「ストーカー規制法」改正(翌年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(計画期間:H25~H29) ■鹿児島県男女共同参画基本計画総括評価
平成 26 年 (2014 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■「パートタイム労働法」改正(翌年施行) ■「次世代育成支援対策推進法」改正(翌年施行) 	
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■「国連『北京+20』世界閣僚級会合」(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・翌年全面施行 ■「生活困窮者自立支援法」公布・施行 ■「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定 	

年	世界	国	鹿児島県
平成 28 年 (2016 年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「育児・介護休業法」改正(翌年施行) ■「男女雇用機会均等法」改正(翌年施行) ■「ストーカー規制法」改正(翌年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画に関する県民意識調査実施 ■女性活躍推進法に関する企業実態調査実施 ■第2次鹿児島県男女共同参画企保計画中間評価 ■県初の女性副知事就任
平成 29 年 (2017 年)			<ul style="list-style-type: none"> ■「鹿児島県女性活躍推進計画」策定
平成 30 年 (2018 年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ■「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(計画期間:H30~H34)
令和元年 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女平等に関するパリ宣言」(G7 パリサミット) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 	
令和2年 (2020 年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定(性犯罪・性暴力対策の集中強化期間:R2~R4) ■「男女共同参画基本計画(第5次)」閣議決定 	
令和3年 (2021 年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画に関する県民意識調査実施 ■男女共同参画に関する企業実態調査実施
令和4年 (2022 年)		<ul style="list-style-type: none"> ■育児・介護休業法の改正・施行 ■雇用保険法の改正・施行 ■「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特別等に関する法律(AV出演被害防止・救済法)」公布・施行 ■「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立 	<ul style="list-style-type: none"> ■「生理の貧困支援促進事業」実施

(2) SDGs(持続可能な開発目標)への対応

「SDGs」とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)のための 2030 アジェンダ*」の略です。同アジェンダでは、17 のゴールのうち5番目に、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化」が掲げられ、性別による差別をなくし、男女が平等に権利・機会・責任を分かち合える社会を作ること、女性が自ら主体的に行動することにより、状況を変える力をつけることを目標としています。そして、この「ジェンダー平等」と「女性のエンパワメント」は、持続可能な社会・経済・環境を目指す SDGs すべての目標の実現への基盤となり、不可欠なものとされています。

男女共同参画社会基本法第7条及び霧島市男女共同参画推進条例第3条第7号では、男女共同参画社会の形成は、国際協調の下に行わなければならないとしています。本市では、国際社会の共通目標である SDGs を念頭に置きながら、男女共同参画の施策の推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う

ターゲット	
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除などあらゆる有害な慣行を撤廃する。
など、9つのターゲットを決めてこの指標に取り組むこととなっています。	

*女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

昭和 54(1979)年に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56(1981)年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。なお、同条約第 1 条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。

*ジェンダー平等

誰もが生まれ受けた性別に関わらず平等に権利、責任、機会を持つこと。

*エンパワメント

32 ページ脚注参照。

*アジェンダ

会議で議論する事項のまとめ。議題と目的、流れの把握が主目的。

2 霧島市の動き

■ 「男女共同参画係」の設置

平成 17(2005)年 11 月の合併と同時に、企画部企画振興課男女共同参画係を設置しました。その後、平成 19(2007)年4月に、企画部企画政策課男女共同参画推進グループに改称しました。その後、令和2(2020)年4月に、業務を市民課に移管、人権擁護推進グループと統合し、市民環境部市民課人権・男女共同参画グループと改称しました。

■ 「霧島市男女共同参画推進連絡会議」の設置

平成 17(2005)年 12 月に、男女共同参画に関する施策の総合的かつ効率的推進を図るため、副市長を会長とし、関係部課長で構成する「霧島市男女共同参画推進連絡会議」を設置しました。また、男女共同参画に関する具体的事項を審議するため、企画政策課長を会長とし、関係課長で構成する「霧島市男女共同参画推進連絡会議幹事会」を設置しました。

■ 「霧島市男女共同参画推進懇話会」、「霧島市男女共同参画審議会」の設置

平成 18(2006)年4月に、学識経験者及び公募市民等で構成する「霧島市男女共同参画推進懇話会」を設置し、平成 19(2007)年9月に「霧島市男女共同参画推進についての提言」を、平成 23(2011)年 10 月には「(仮称)霧島市男女共同参画推進条例に盛り込むべき事項について(提言)」を市長に提出しました。なお、同懇話会は「霧島市男女共同参画推進条例」の施行に伴い、地方自治法第 202 条の3第1項に基づく執行機関の附属機関である「霧島市男女共同参画審議会」に格上げされました。

■ 「第一次霧島市総合計画」における位置づけ

平成 20(2008)年3月に策定した「第一次霧島市総合計画」において、「共生・協働によるまちづくり」の政策の中で、「男女共同参画の推進」を一つの施策として位置づけています。

■ 「霧島市男女共同参画計画」

平成 20(2008)年3月に、「女と男が認め合い 支え合う 共に輝くまち」を基本理念に、4つの基本目標と8つの重点課題から構成される「霧島市男女共同参画計画」を策定しました。

■ 「霧島市 DV 被害者支援庁内連絡調整会議」

平成 20(2008)年12月に、配偶者からの暴力の被害者の保護に関し、迅速かつ円滑な連携を図るため、「霧島市 DV 被害者支援庁内連絡調整会議」を設置しました。

■ 「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」

平成 22(2010)年3月に、配偶者等からの暴力の防止と被害者の自立支援等に関する施策を総合的に推進するため「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」を策定しました。

■ 「霧島市男女共同参画推進条例」の制定

男女共同参画を推進するための基本理念や、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めた、「霧島市男女共同参画推進条例」を平成 24(2012)年4月1日に施行しました。

■ 「霧島市男女共同参画計画(後期計画)」

平成 24(2012)年に施行した「霧島市男女共同参画推進条例」や社会情勢の変化に対応するため、平成 20(2008)年3月に策定した「霧島市男女共同参画計画」の中間見直しを実施し、平成 25(2013)年3月に4つの基本目標と9つの重点課題から構成される「霧島市男女共同参画計画(後期計画)」を策定しました。なお、この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画に相当する「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」と一体的に策定しました。

■ 「第2次霧島市男女共同参画計画」

平成 30(2018)年に3月に7つの基本理念と2つの基本目標、7つの重点課題から構成される「第2次霧島市男女共同参画計画」を策定しました。